財 産 目 録

令和6年03月31日 現在

社会福祉法人 八代市社会福祉協議会

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
	熊本県信用組合八代支店他	l_	運転資金として	_	_	103, 815, 405
有価証券	熊本県信用組合 八代支店	 _	組合出資金	_	_	10, 000
事業未収金	国民健康保険団体連合会他	l_	介護報酬等	_	_	16, 356, 647
	八代市	l_	受託金	_	_	1, 540, 167
	熊本労働局他	l_	労働保険料他	_	_	3, 997, 682
短期貸付金 短期貸付金	生活困窮者	 _	緊急小口貸付	_	_	859, 940
流動資産合計						126, 579, 841
2 固定資産 120, 379, 641						
(1) 基本財産						
	八代市本町一丁目9番14号	I		l	l	
	他	-	本部として使用している	_	_	59, 486, 400
	八代市本町一丁目9番14号	2011年度	本部として使用している	79, 245, 000	25, 853, 681	53, 391, 319
			第2種社会福祉事業の基本財		, ,	
定期預金	肥後銀行 八代支店	-	産として	_	_	1, 500, 000
基本財産合計						114, 377, 719
(2) その他の固定資産						
建物	八代市本町一丁目9番14号	2011年度	給水ポンプ	239, 400	167, 072	72, 328
建物	八代市本町一丁目9番14号	2020年度	収納倉庫	262, 900	125, 313	137, 587
構築物	八代市本町一丁目9番14号	 _	本部駐車場設備	5, 145, 000	5, 144, 999	1
	八代市泉町下岳2974	l_	介護保険事業	368, 792		1
	スズキ・アルト他計3台	l_	利用者訪問他	10, 305, 124		78, 653
器具及び備品	八代市本町一丁目9番14号	l_	本部事務用他	11, 179, 504		
退職手出籍立其全				,,	1, 121, 111	
預け金	全国社会福祉協議会	-	事務局職員の退職金として	<u> </u>	_	118, 907, 790
財政調整積立資産	九州労働金庫八代支店	l_	財政の健全な運営に資するため	_	_	30, 000, 000
郑	が別別国並洋バル文冶					30, 000, 000
災害準備積立資産	熊本県信用組合八代支店他	l_	緊急時の災害ボランティア活動	_	_	20, 000, 000
			資金等に充てる運転資金として			
介護保険事業等 積立資産	熊本県信用組合八代支店	 -	介護保険事業等の経営安定及び 廃業時に必要な費用として	_	_	20, 000, 000
			施設建設や補修・修繕等、施設			
補修・修繕積立資産	熊本県信用組合八代支店他	-	他放性放や補修・修繕等、他放 管理に充てるため	-	-	20, 000, 000
固定資産取得等	+ U * A & c * * * + *		固定資産の取得及び買い替えに			05 000 000
積立資産	九州労働金庫八代支店	<u> </u>	充てる資金として		_	35, 000, 000
その他の固定資産合計						245, 548, 948
	固定資産合計					359, 926, 667
	資産合計					486, 506, 508
Ⅱ 負債の部						
1 流動負債						
	3月分水道光熱費他	_		 	 -	34, 944, 461
	3月分源泉所得税他	l_		_	_	4, 329, 039
賞与引当金	職員賞与引当金(12~3月分)	 _		_	 _	13, 343, 036
流動負債合計						52, 616, 536
2 固定負債						
退職給付引当金	全国社会福祉協議会	_]_	_	118, 907, 790
固定負債合計						118, 907, 790
負債合計						171, 524, 326
差引純資産						314, 982, 182
在月代尺圧						017, 002, 102

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。

なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。

- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。 また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輌運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輌番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。

令和6年6月27日 上記は、財産目録に相違ありません。 熊本県八代市本町一丁目9番14号 社会福祉法人八代市社会福祉協議会 会 長(理事長) 中村 博生